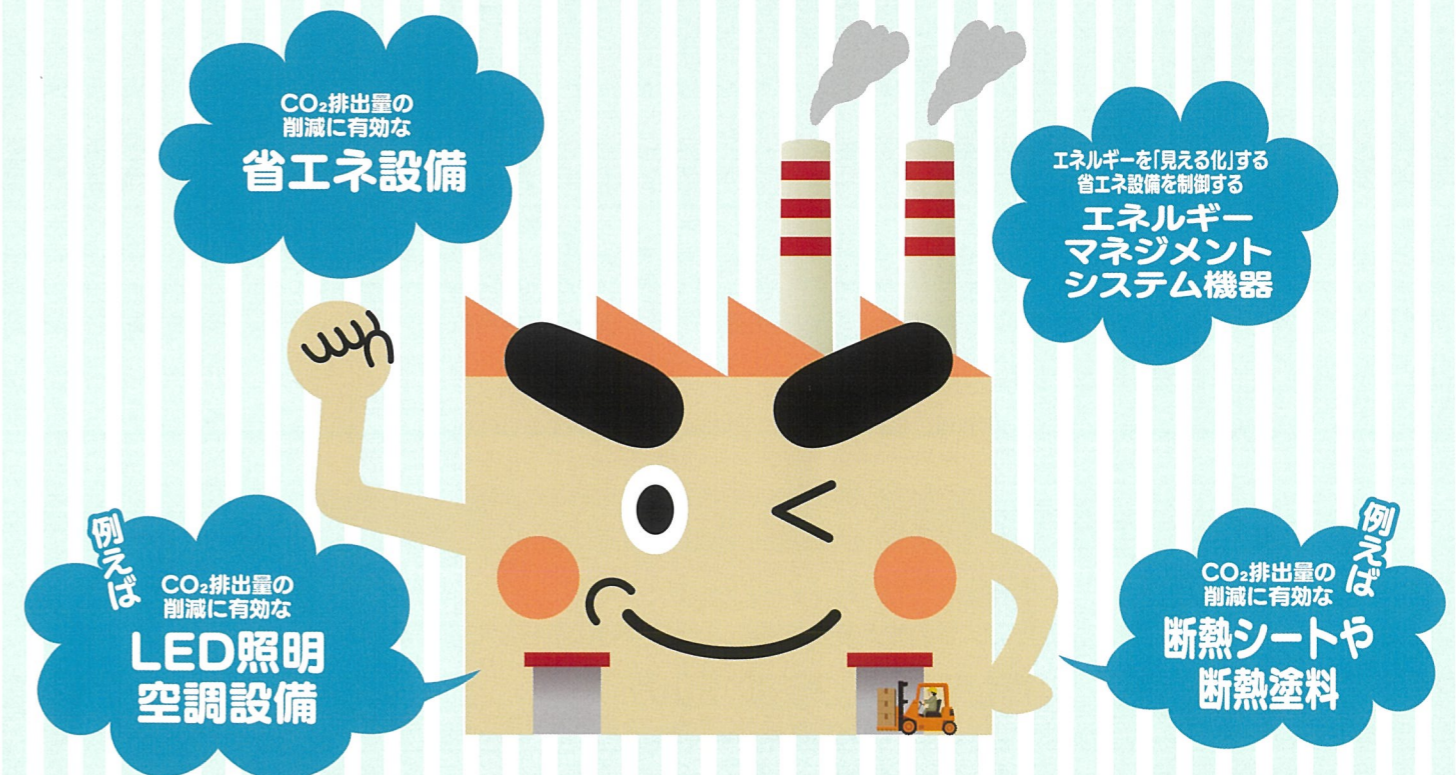


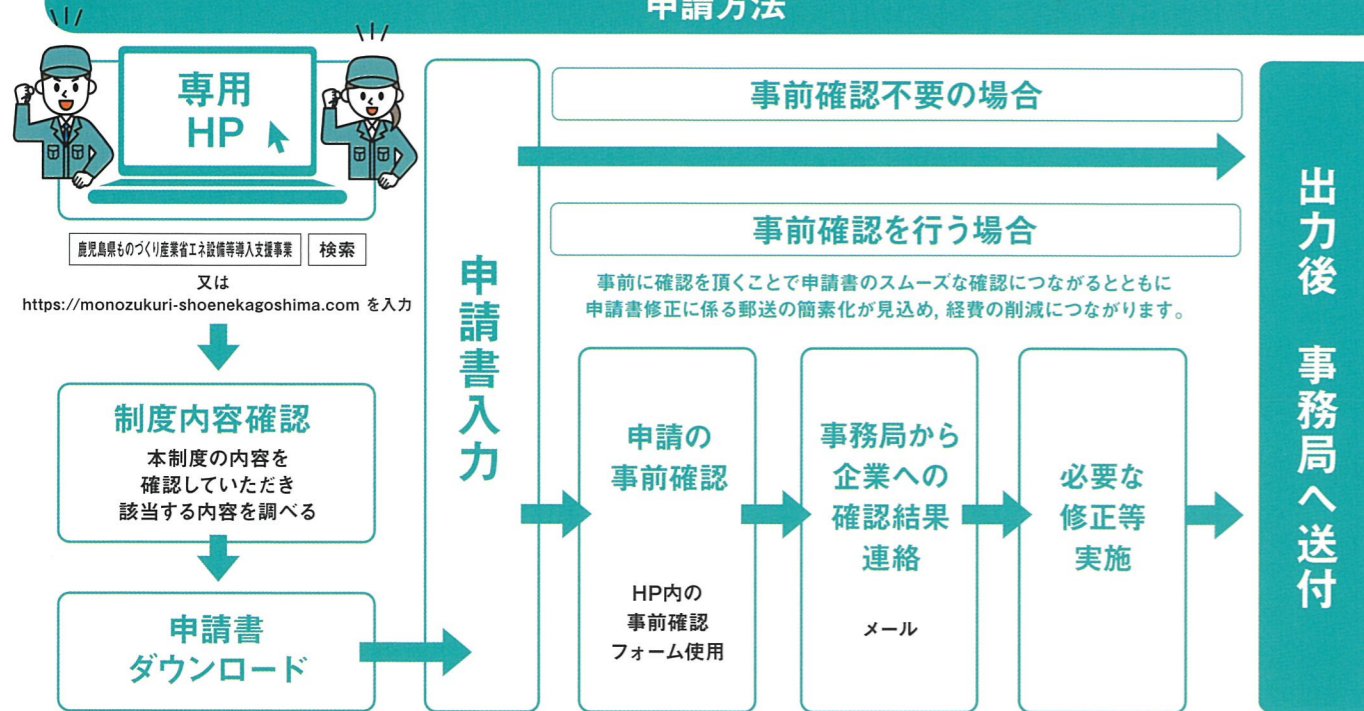
ものづくり産業 省エネ設備等導入支援事業

県内製造業の みなさんの 省エネ設備等の導入を 支援します！

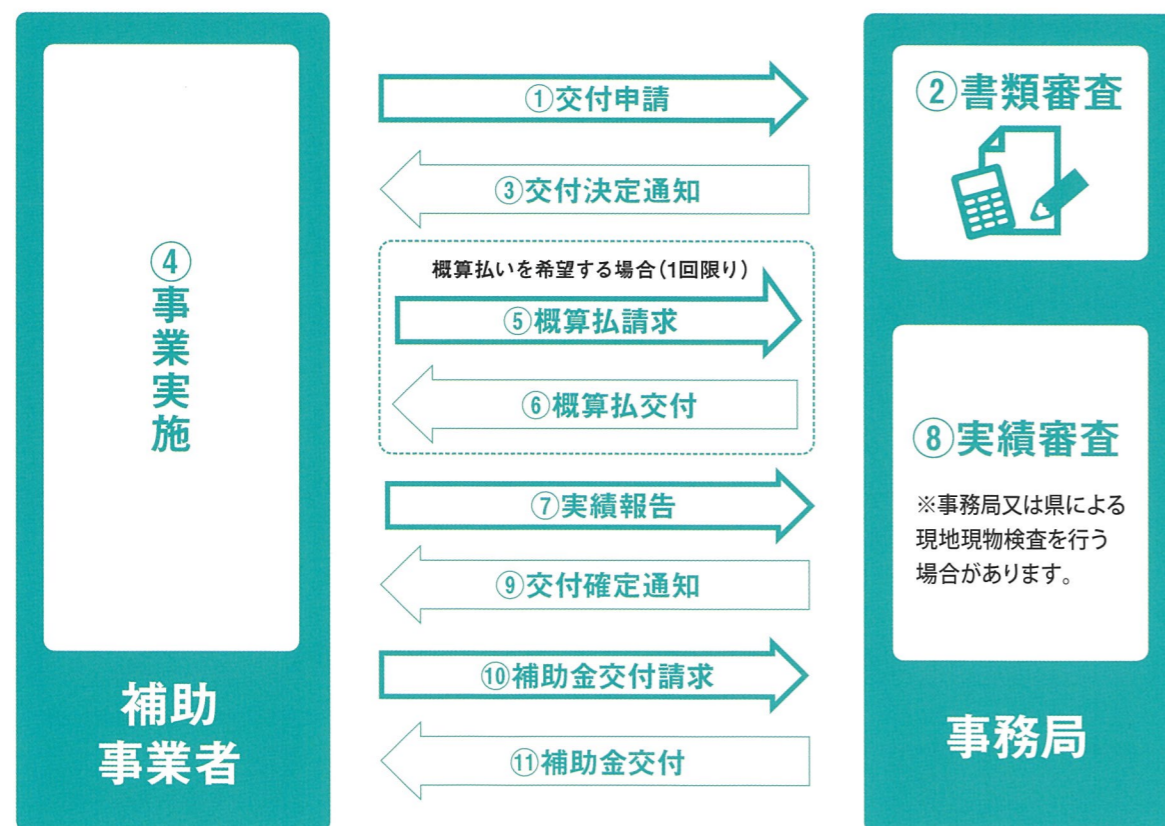
脱炭素化 省エネ設備等の導入



申請方法



申請から補助金交付までの流れ



申請書
郵送先

「ものづくり産業省エネ設備等導入支援事業」事務局
住所: 〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番(公社ビル4F 402-A号)
電話: 099-201-6485 FAX: 099-201-6202
専用ホームページ: <https://monozukuri-shoenekagoshima.com>
E-mail: monozukuri.shoenekagoshima@gmail.com



HPはこちらから

ものづくり産業省エネ設備等導入支援事業

はじめに

製造業のサプライチェーンにおいて取引先企業へのCO₂排出削減が求められるなど、国内外で脱炭素化の動きが加速する中、鹿児島県内の中小製造業が行う工場等における省エネ設備等の導入に係る経費を支援することにより、本県製造業の競争力の向上等を図ります。

補助対象者

鹿児島県内に事業所を有し、製造業を営む中小企業者。ただし、みなし大企業は除きます。

補助対象経費

県内の中小製造業が行う工場等における省エネ設備等の導入に係る経費が対象です。
※省エネ設備等の導入に係る経費：省エネ設備等の導入及び設置工事に要する経費、その他知事が特に必要と認める経費

(1) 省エネ設備等とは、以下のアからウのいずれかに該当する設備等をいいます。

- ア 省エネ設備
CO₂排出量の削減に寄与する、エネルギーを効率的に消費し稼働する設備(例：LED照明、空調設備、ボイラー、乾燥機など)
- イ エネルギーマネジメントシステム機器
エネルギーを「見える化」する機能(エネルギーの消費量を数値として表示する機能)、警報機能、省エネ設備を制御する機能を有する機器
- ウ その他
設備自体でエネルギーを消費するわけではないが、導入前と比較し、CO₂排出量の削減に寄与することが明確に確認することができる設備(例：断熱シート、断熱塗料など)

(2) 補助対象となる省エネ設備等の要件

- ア 既存設備の更新であること。
既存設備の更新とは、更新前後の使用用途が同じ設備への更新のことをいう。更新対象となる既存設備は、原則として撤去または稼働不能状態とすることが必要。
ただし、「エネルギーマネジメントシステム機器」や「設備自体でエネルギーを消費するわけではないが、導入前と比較し、CO₂排出量の削減に寄与することが明確に確認できる設備」については、更新に限らず、新設も補助対象として認める場合がある。
- イ 新品(未使用品)であること。
- ウ 補助対象者が自ら所有するものであること。
- エ 資源エネルギー庁の「機器・建材トップランナー制度」の対象となっている設備については、エネルギーの使用合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく当該設備の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準(以下「トップランナー基準」という。)を満たす設備(当該年度時点の判断基準を達成しているものに限る。)又はこれと同程度の性能を有すると認められる設備であること。
- オ 「省エネルギー化計画書(事業所単位)」(交付要綱第1号様式 別紙3-2)で位置付けられている省エネ設備等であること。

(3) 省エネ設備等の導入場所の要件

県内の事業所(既設の工場・事業場、事務所、店舗、その他これらに類するもの)において、省エネ設備等を導入すること。

補助率及び補助上限額

補助率

対象経費の1/3以内

ただし、県内製造業者が製造した省エネ設備等を導入する場合は1/2以内

補助上限額

1社あたり上限額 200万円

ただし、県内製造業者が製造した省エネ設備等を導入する場合は、一社あたり上限額300万円

※県内製造業者が製造した省エネ設備等とは、県内に本社を有する県内製造業者により最終的な製品として製造された省エネ設備等のことをいいます。
※県内製造業者が製造した省エネ設備等の導入に係る経費とそれ以外の設備等の導入に係る経費を併せて申請する場合は、補助率はそれぞれの補助率(2分の1以内もしくは3分の1以内)を適用するものとし、補助対象経費の上限は600万円までとします。

申請方法

申請方法

提出書類を応募先まで郵送により提出してください。

※ファックスや電子メールでの申請は受付いたしません。

提出書類

書類名	内容等
① 交付申請書	交付要綱第1号様式
② 事業計画書	交付要綱第1号様式 別紙1
③ 収支予算書	交付要綱第1号様式 別紙2
④ 省エネルギー化計画書	交付要綱第1号様式 別紙3-1～3-3
⑤ 補助対象経費の積算が確認できる書類	見積書等
⑥ 更新前設備及び導入する設備等の設置場所が確認できる書類	事業所及び建物の位置図、平面図等
⑦ 更新前設備等の内容、性能、設置状況が確認できる書類	製品カタログ、現状の設置状況が分かる写真等
⑧ 導入する設備等の内容、性能が確認できる書類	製品カタログ等
⑨ 県内製造業者が製造した設備等であることが確認できる書類(県内製造業者が製造した設備等を導入する場合)	製品カタログ等
⑩ 会社の実態が分かる書類	履歴事項全部証明書等
⑪ 直近の決算書	貸借対照表、損益計算書
⑫ 「県税に未納がないこと」を証明する納税証明書	申請日以前3ヶ月以内
⑬ その他事務局が必要と認める書類	

提出部数

各1部

※書類は、原則としてA4サイズで統一し、左上1箇所クリップ止めしてください。(ホッチキス止めは不可)

※ご提出いただいた書類は、原則返却いたしませんので、税申告等で原本が必要な書類については必ずコピーを提出してください。

スケジュール

募集期間	令和3年10月25日(月)～11月15日(月) 郵送必着
交付決定	令和3年11月下旬～12月上旬
事業実施期間	交付決定日～令和4年2月28日(月)
実施報告	補助事業完了後10日以内、又は令和4年3月1日(火)のいずれか早い日までに実績報告書を提出

※詳しくはHPをご覧ください。